

## 決 議

内閣府特命担当大臣（金融）  
法務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣

令和 3 年 6 月 15 日  
鋳物産業振興議員連盟  
会 長 麻生 太郎  
幹事長 新藤 義孝

我が国鋳物産業は、我が国の基幹産業である製造業を支え、国民経済の発展に寄与するとともに、国民生活の向上に貢献してきた。我が国鋳物産業が、競争力を維持・強化していくためには、鋳物産業が直面する多くの課題を解決する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、当該産業は依然として厳しい状況にあり、引き続き、適時適切な対策を講じていくことが不可欠である。

このため、政府に対しては、以下の方向性に沿って施策を講ずることを要望する。

- 一、競争力を維持・強化するため、設備投資やデジタルトランスフォーメーション等による生産性の向上や、カーボンニュートラル等の新たな課題への対応など、中長期を見据えた企業の取組に対する支援策を継続して講じること。また、安定した事業運営を確保するため、企業と地元の工業高校等との連携の促進や地域ごとの人材マッチングなど雇用支援策を継続して講ずること。
- 二、雇用調整助成金の見直しに際しては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の状況を十分に考慮すること。あわせて、最低賃金の引き上げは、物価等の経済状況に配慮すること。また、受注の持ち直しに伴い、労働時間が増加している企業に対する時間外労働の上限規制については、急激な環境変化に配慮し、サプライチェーンを維持できるような即効性のある支援措置や規制の柔軟な運用を講ずること。
- 三、「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題を解決するため、取組の更なる周知徹底を図るとともに、素形材業界及びユーザー業界における自主行動計画が着実に実行されるよう継続的な措置を講ずること。特に、労務費の転嫁、型管理の適正化、現金決済への移行のための取組を進めること。
- 四、再生可能エネルギー固定価格買取制度について、賦課金拡大の抑制を図るとともに、特に中小企業に対して過重な負担とならないような運用を行うこと。また、賦課金の減免制度について、新型コロナウイルス感染症の影響による昨年度の操業時間の減少に配慮すること。
- 五、安価で安定的な電力供給が長期にわたって継続的に確保できるよう適切な措置を講ずること。

六、温室効果ガス削減については、産業界における投資判断等に資するよう、2030年及び2050年に向けた計画・見通し等を策定・公表するなど十分な情報共有を図ること。また、温室効果ガス削減に向けた投資等（省エネ投資を含む）に対して、中小企業が使いやすい支援措置を講ずること。

七、特定技能外国人材制度及び技能実習制度について、受入れ企業のニーズにも配慮した柔軟な運用・制度見直しに努めること。また、制度の適切な運用が図られるよう、外国人技能実習機構をはじめとする関係機関の指導・監督を徹底すること。

八、中小企業融資における経営者保証が新規起業や事業承継の障害とならないよう、「経営者保証に関するガイドライン」をはじめとした各種施策を周知徹底し、必要に応じて対応を行うこと。

九、鋳物産業をはじめとした我が国ものづくり産業の発展のため、大学等における教育の充実を図るとともに、中小企業の活力を引き出すための適切な予算・税制等の措置を講ずること。